

風しんワクチンの予防接種を受ける方へ ※任意接種用

<風しんについて>

風しんは風しんウイルスによっておこる感染症で「三日ばしか」とも呼ばれます。主に春先から初夏にかけて流行し、飛沫感染でヒトからヒトへと感染します。感染力は、麻疹や水痘（水ぼうそう）ほど強くありません。

<風しんの症状について>

主な症状は、発疹、発熱、リンパ節の腫れで、そのほかにせき、鼻汁、目が赤くなるなどの症状もみられます。潜伏期間（ウイルスに感染後、無症状の期間）は2～3週間で、発疹の出る2～3日前から発疹が出た後の5日くらいまでは感染力があるといわれています。感染しても子どもでは3日程度で治るとされていますが、大人になってからかかると、関節痛がひどくなるなど重症化する傾向がみられます。

<風しんの合併症について>

一般的に予後は良好といわれていますが、まれに血小板減少性紫斑病（症状としては出血斑、鼻血：約3000人に1人や脳炎（症状としては発熱持続、けいれん、意識障がい：約6000人に1人）といった重い合併症が見られる場合もあり、決して軽視できない疾患です。

妊娠初期の女性が風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、難聴などの障がいを持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

<ワクチンの効果と副反応について>

ワクチンにより95%以上の人に免疫が獲得されます。ただし1回の予防接種では免疫力が上がらない人や風しんに対する抗体価が紙代に低くなっている人もいるため現在では2回の定期接種が勧められています。

主な副反応は、発疹、じんましん、紅斑、かゆみ、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などが認められ、接種部位に発赤、腫張（はれ）、疼痛（痛み）があらわれることがあります。まれに重い副反応として、ショック、アナフィラキシー様症状、紫斑・鼻出血・口腔粘膜出血等の症状が見られる血小板減少性紫斑病（100万人接種あたり1人程度）が報告されています。

<予防接種を受けることができない人>

- ①明らかに発熱のある人（37.5℃以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③過去に風しん混合ワクチンに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある人（他の医薬品投与でアナフィラキシーを起こしたことがある人は、予防接種を受ける前に医師にその旨を伝え、判断を仰いでください）
- ④妊娠している人及び妊娠の可能性のある人
- ⑤医師より免疫不全などの診断を受けた人または、免疫抑制を起こす治療を受けている人

<予防接種を受ける前に医師と相談しなくてはならない人>

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気などの基礎疾患がある人
- ②かぜなどのひきはじめと思われる人
- ③前回の予防接種の時に2日以内に発熱、発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う症状のある人
- ④薬の投与または食事で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある人
- ⑤今までにけいれんを起こしたことがある人
- ⑥過去に免疫不全と診断されたことがある人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑦風しんワクチンに含まれる成分でアレルギーを起こすおそれのある人

<予防接種を受けたあとの注意>

- ①接種後30分間は病院にいるなどして様子を観察し、アレルギー反応などがあれば医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ②接種後2～3週間は、副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日は接種部位を清潔に保ち、いつも通りの生活をしましょう、ただし、はげしい運動や大量の飲酒は避けましょう
- ⑤高熱やけいれんなどの異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ⑥接種後2カ月間は妊娠をしないよう注意してください。

<健康被害救済について>

接種による死亡および障がい(1級～3級)などの健康被害が発生した場合は、全国町村会総合賠償補償保険による救済対象となります。また、接種による死亡、障がい(1級・2級)入院を必要とする程度の医療が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」に基づく救済対象となります。

※発生した健康被害と予防接種と因果関係が認められた場合

<その他>

町が助成する、19歳～49歳の方に対する風しんワクチン接種は、任意の予防接種で、助成は町の行政措置として行います。

接種については、本人(保護者)の選択により決定してください。